投票は　地方を変える　絶好機

4月12日は
三重県知事選挙・三重県議会議員選挙

4月26日は
朝日町長選挙・朝日町議会議員選挙

（投票時間は、午前７時から午後８時まで）

選挙は、皆さんが一票を行使することにより、政治に参加する制度であり、民主政治の根本となるものです。

皆さんの意思を政治に反映させるため、皆さんこぞって投票しましょう。

なお、各選挙の投票の可否等は次のとおりです。

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に投票できる人は

朝日町に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、平成７年４月13日以前の出生者。又、住所要件については転入の届出をした日から引き続き３か月以上朝日町に住所がある人で、平成27年１月２日以前の転入届出者。

最近三重県内で住所を移転された人は

三重県内で他の市町へ住所を移転された人は、現住所地（移転先）で３か月を経過しなくても今回４月12日に予定されている三重県知事及び三重県議会議員選挙において投票することができる場合があります。下の表のとおりですので、注意してください。

	区　　分	投票の可否	要　　件
1	平成27年１月２日以前に住所を移転し、（三重県内）平成27年４月12日に至る人	現住所地の市町で投票できます。	現住所地の市町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
2	平成27年１月３日以降に１回に限り住所を移転し、（三重県内）平成27年４月12日に至る人	＊現住所地の市町では投票できません。 ＊前住所地の市町で投票できます。 この場合、現住所地又は従前住所地のいずれかの市町長が発行する証明書を投票所へ持参しなければなりません。	前住所地の市町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
3	平成27年１月３日以降に２回以上住所を移転した人	投票できません。	